平成２６年（フ）第３４１号
北海道旭川市３条西３丁目２番４号　３条ハイツＡ104号室
債務者　土屋　真志
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５６号
横浜市都筑区牛久保３丁目３番22―602号
債務者　佐々木康次郎
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３００号
福井県勝山市郡町２丁目６番44号
債務者　竹内　弘二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
静岡県掛川市弥生町144番地　メゾンエクセル弥生203号
債務者　宇田　勝弘
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５９３号
宮城県名取市美田園１丁目８番地の１　10号棟３号、住民票上の住所宮城県名取市閖上６丁目19番２号
債務者　小林　和男
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６２２号
仙台市若林区五十人町145番地の４　高山荘101
債務者　植村　信夫
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２２号
新潟市秋葉区中沢町18番３号
債務者　清水順三郎
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２３号
新潟市秋葉区中沢町18番３号
債務者　清水眞佐子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１９号
岐阜県関市下之保3540番地１
債務者　村山　光代
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３６６号
岐阜市八代２丁目７番14―203号　大栄マンション
債務者　池畑　勝仙
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３８７号
岐阜県各務原市蘇原旭町３丁目42番地１　旭ケ丘住宅Ａ棟303
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０２号
岐阜市若竹町１丁目21番地　プリムローズ305号室
債務者　蜂矢　知未
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７７９号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地61棟1305号
債務者　新　　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市汐町54番地ヴィラ汐町Ｂ棟Ｂ103、前住所兵庫県尼崎市大庄川田町40番地の４
債務者　南口　隆文
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市神崎町37番35号東田文化201号
債務者　松澤　孝春
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市琴浦町111番地の２ルミエール琴浦301号、前住所兵庫県尼崎市築地１丁目３番８号
債務者　野本栄里子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８３８号
広島市佐伯区五日市７丁目４番27―401号
債務者　大谷　千恵（旧姓迫田）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部